

日本オーブンスキフクラス協会規約

(名称)

第1条 本協会は、日本オーブンスキフクラス協会と称する。英文名称は Japan O'pen Skiff Class Association (略称 JOSCA)とする。

(目的)

第2条 本協会の目的は、国内におけるオーブンスキフクラスを国際規格に準じて管理し、統一クラスルールのもとに競技を行い、オーブンスキフの普及および技術の向上に努めるとともに、会員相互の親睦および国際親善の促進を図るものとする。

(組織)

第3条 本協会はオーブンスキフに関する日本代表組織として、国際オーブンスキフクラス協会(O'pen Skiff Class Association: 略称 OSCA)および日本セーリング連盟(JSAF)に加盟する。

(事業)

第4条 本協会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 国際オーブンスキフクラス協会、各国オーブンスキフクラス協会および日本セーリング連盟との連携
- (2) オーブンスキフの規格を保持するための計測および登録
- (3) オーブンスキフの普及および競技力向上のための各種講習会の開催
- (4) オーブンスキフの全日本選手権大会および地域競技会の開催
- (5) 国際オーブンスキフ選手権および大陸選手権への日本代表選手団の選考および派遣
- (6) 国際クラス協会規約(Constitution)に基づき開催される年次総会(General Assembly)およびクラス委員会(Class Committee)への日本代表の派遣
- (7) クラスルールの翻訳および配布
- (8) 会員の登録および管理
- (9) 本協会の目的を達成するために必要なその他の事業

(会員の種類)

第5条 本協会の会員は、ジュニア会員、シニア会員および名誉会員とする。

第6条 ジュニア会員とは18歳未満(第23条事業年度末時点で)の会員をいう。

(会員の資格、入会、登録、更新)

第7条

- 1) 本協会に会員登録をしたもの。年度毎に会員登録更新をしなければならない。
- 2) ジュニアおよびシニア会員は日本セーリング連盟の会員でなければならない。
- 3) 名誉会員は、本協会の発展のため著しい功績があり、総会の推薦を受けたものとする。
- 4) 賛助会員は、本協会の発展に寄与せんとする個人または団体とし、総会の承認を受けたものとする。

(会費)

第8条

- 1) ジュニアおよびシニア会員は、総会で定めた会費を納入しなければならない。
- 2) 名誉会員は、会費を納入することを要しない。

(退会、資格停止)

第9条

- 1) 会員が退会するときは、本協会に書面をもって退会届を提出しなければならない。
- 2) 会員において本協会の事業を故意に妨害し、または本協会の名誉を傷つける行為があったときは、総会の決議を経てこれを退会または資格停止にすることができる。

(役員、役員の定数)

第 10 条 本協会に次の役員を置き、その定数は次の通りとする。

- 1) 会長 1 名
- 2) 副会長 2 名以内
- 3) 専門委員 10 名以内(委員長、副委員長を含む)
- 4) 監事 2 名以内

(役員を選任)

第 11 条

- 1) 会長および副会長は、総会においてシニア会員の中から選出する。
- 2) 専門委員長は、総会においてシニア会員の中から選出する。
- 3) 監事は、総会においてシニア会員の中から選出する。
- 4) 専門委員は、専門委員長がシニア会員の中から推薦し、会長が任命する。

(役員任期)

第 12 条

- 1) 各役員任期は 2 年とし再任は妨げない。
- 2) 任期中役員の変更があったとき、後任者の任期は前任者の残余期間とする。

(役員職務)

第 13 条

- 1) 会長は本協会を代表し本協会の業務を統括する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代理する。
- 3) 専門委員長会は、本協会の業務を掌理、執行する。
- 4) 監事は、本協会の財産・会計、役員業務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員退任)

第 14 条 役員が任期中に退任しようとするときは、総会の承認を受けなければならない。

(役員解任)

第 15 条 役員は、総会の決議により解任される。

(総会構成)

第 16 条

- 1) 総会はシニア会員で以って構成される。
- 2) シニア会員は、総会において一人につき一票の議決権を有する。
- 3) 総会の議長は、会長が執り行う。

(総会召集)

第 17 条

- 1) 通常総会は、年一回、年度終了後 3 ヶ月以内に会長が召集する。
- 2) 臨時総会は、役員またはシニア会員の 3 分の 1 以上が開催を要請したとき、会長が召集する。

(総会付議事項)

第 18 条 総会に付議する事項は、本規約において別に定めるもののほか次の通りとする。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 監査報告
- (4) 役員選任

- (5)規約の改廃
- (6)会費に関する事項
- (7)名誉会員の推薦
- (8)その他必要な事項

(総会の定足数および議決方法)

第 19 条

- 1)総会はシニア会員の2分の1以上の出席(含む委任状)がなければ、その議事を開き決議することができない。
- 2)総会の議事は、出席者数の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。但し当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者および他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。
- 3)規約の変更および解散の決議は、前項の規定に係わらず、議決権の3分の2以上をもって決しなければならない。

(専門委員長会)

第 20 条 専門委員長会は、会長、副会長、専門委員長をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(専門委員会)

第 21 条 本協会の事業遂行に必要な専門事項を管轄するため、次の専門委員会を置く。

- (1)総務委員会(事務局を兼ねる)
- (2)会計委員会
- (3)安全委員会
- (4)計測委員会
- (5)レース委員会
- (6)ルール委員会
- (7)国際委員会
- (8)事業委員会

第 22 条 専門委員会の組織および運営に関する事項は、専門委員会で定める。

(会計・事業年度)

第 23 条 本協会の会計、事業年度は、毎年1月1日から12月末日までとする。

(経費)

第 24 条 本協会の経費は、会費、艇の登録・書類の書き換え・計測、競技会参加料、補助金、寄付金、その他をもってこれを充てる。

(細則)

第 25 条 本規則の遂行に当たり細部規定が必要のときは別に細則を定める。

制定 2011年11月11日

改定 2020年1月12日 (第1条クラス名称、以下付随する条項)